



---

# 日本JCじゃがいもクラブ規約

---

## 第1章 総 則

---

- 第 1 条 (名称) 当クラブは日本JCじゃがいもクラブと称し、公益社団法人日本青年会議所の支援団体とする。
- 第 2 条 (目的) 当クラブはゴルフの栄誉ある伝統の精神を普及発展せしめると共に、ゴルフを通じ JC 理念の涵養に資するを目的とする。
- 第 3 条 当クラブは前条の目的を達成するため、下記に掲げる競技及び事業を行う。
- (1) 日本JCじゃがいもクラブ懇親競技 (西・中・東 各地区年1回)
  - (2) 日本JCじゃがいもクラブ全日本・シニア・ミッドシニア選手権大会競技 (年1回)
  - (3) 日本JCじゃがいもクラブ (役員) 研修会
  - (4) その他、目的に必要な事業
- 第 4 条 当クラブの事務局は、青年会議所会館内に置くことができる。
- 第 5 条 当クラブに加入承認され、会費を納入した公益社団法人日本青年会議所会員会議所のLOMじゃがいもクラブを会員とする。
- 第 6 条 公益社団法人日本青年会議所会員会議所において当クラブと同じ目的を有するLOMじゃがいもクラブで当クラブに加入しようとするクラブは別に定める申込書 (別紙6)、その他の書面を日本JCじゃがいもクラブに提出しなければならない。
- 又、退会の意思のある場合は別に定める退会届 (別紙7)、を会長あてに提出し、その承認をもって退会とする。
- 第 7 条 加入じゃがいもクラブ会員が下記に該当する場合は除名することができる。
- (1) 当クラブの目的に著しく背く行動のあった場合
  - (2) 当クラブの名誉を著しく傷つける行動のあった場合
  - (3) 会費、その他の負担金を1年間納入しない場合
- 第 8 条 会員が退会 (第6条) 及び除名 (第7条) された場合でも会員在籍中の会費その他の負担金の納入責任は免れない。

## 第 2 章 会 議

第 9 条 会議は総会及び役員会とする。

第 10 条 役員会は会長が必要と認められた時、又は役員<sup>2</sup>の2分の1以上の要請があった時、随時会長が招集する。役員会における議決権は理事が有し、その議事は理事の出席過半数をもってこれを決める。

(1) 春季役員会 (2月～3月)

通常、定時総会と同時開催、全理事が出席義務を有する。

(2) 各地区大会における役員会 (4月～7月)

原則、当該地区担当副会長を筆頭として運営・開催。

参加対象理事は、当該地区担当副会長以下、当該地区担当書記、当該地区担当競技副委員長および競技委員、当該地区担当フェローシップ委員、そして当該地区担当役員であり、他の役員の役員会参加を防げるものではない。

(3) 全日本選手権大会における役員会

全理事を対象とする。

(4) 秋季役員会 (11月)

全理事が出席義務を有する。

第 11 条 総会は定時総会及び臨時総会とし、役員会の決定により会長が招集する。

第 12 条 定時総会は毎年1回2月より4月までの間に行い、臨時総会は必要の都度招集する。

第 13 条 総会の招集は遅くとも期日の15日前に招集の日時・場所及び会議の目的を記載した書面を加入クラブに発送しなければならない。

第 14 条 総会の議事は出席クラブの過半数をもってこれを決する。各JCジャがいもクラブは均等に議決権を有する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

総会は会長がその議長となる。次の事項は総会の決議を経なければならない。

(1) 当クラブの事業計画及び前年度の事業報告の承認

(2) 当クラブの収支予算の決定及び前年度の収支報告の承認

(3) 役員<sup>2</sup>の選任

(4) 会員の除名に関する事項

その他の、当クラブ運営に必要な事項はすべて役員会にて決定する。

### 第 3 章 役 員

---

第 15 条 当クラブは下記の役員を置く。任期は1年とする。

- 理 事 100 名以内
- 監 事 3 名 以 内
- 直 前 会 長 1 名
- 名 誉 顧 問 若 干 名
- 顧 問 若 干 名
- 特 別 顧 問 1 名
- 地区担当顧問 10名以内

● 理事の内下記役職を置く。任期は1年とする。

- 会 長 1 名
- 副 会 長 3 名 以 内
- キャプテン 1 名
- 名 誉 書 記 1 名
- 名 誉 会 計 1 名

第 16 条 会長は総会において選任される。

第 17 条 直前会長・副会長・キャプテン・名誉書記・名誉会計・理事・監査・名誉顧問・顧問・特別顧問・地区担当顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。

第 18 条 役員の職務および執行業務は以下のとおりとする。

- 会長はクラブを代表し、クラブ内の一切を統轄する。
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理とする、また、各地区（東・中・西）の責任者として、地区内の一切を統括する。
- キャプテンはゴルフ規則やコースに関すること、またエチケットに従い各種競技会を総括し、公正かつ適切なプレーを確保する。
- 名誉書記は、当クラブの情報管理、役員会等の議事進行、資料等の管理を含めた業務の一切の責任を取り、書記業務を執行する。また、各地区担当書記は名誉書記を補佐し、各地区大会時における役員会の運営を取り仕切り、必要に応じて地区内全役員の連絡調整を行う。
- 名誉会計は、当クラブの会計一切の責任を取り、会計業務を執行する。
- 名誉顧問、直前会長、顧問は当クラブ運営全般に関し、会長や副会長に対しての助言等を行う。また、監事は当クラブの運営及び会計を監査する。

- 特別顧問は当年度の公益社団法人日本青年会議所正副会頭より1名を選ぶ。
- 地区担当顧問は当年度の公益社団法人日本青年会議所地区担当常任理事またはそれぞれに準ずるものとする。
- 競技委員長は、当クラブ主催で行う競技会の競技運営責任者とする。  
また、各地区を担当する競技副委員長と競技委員は競技委員長を補佐し、各地区大会の競技における運営業務に対し責任をもって遂行する。
- フェロシップ委員長は、当クラブ主催競技時および役員会時等の会員間の親睦をはかると共に、会員、役員の行動規範を示し実行を促す。またフェロシップ委員は委員長を補佐するものとする。
- 広報委員長は広報委員と共に、HPの管理やさまざまな場面での広報活動を行う。  
また、対象活動時における窓口担当とする。
- 各地区担当役員は、担当する地区内の LOM および LOM のじゃがいもクラブとの連絡調整を行うこととする。

---

## 第 4 章 負 担 金

---

第 19 条 年会費は1加入クラブ20,000円とし、3月末日までに当年度の会費を納付しなければならない。

第 20 条 当クラブの会計年度は毎月1月1日に始まり、12月31日に終わる。

---

## 第 5 章 そ の 他

---

第 21 条 本規約は、昭和46年6月1日より施行する。

昭和60年1月1日改正  
平成3年3月5日改正  
平成7年3月7日改正  
平成9年3月11日改正  
平成11年3月10日改正  
平成13年3月5日改正  
平成14年3月12日改正  
平成16年3月17日改正  
平成18年3月23日改正  
平成19年3月16日改正  
平成22年3月19日改正  
令和5年3月17日改正